

インターネットでの情報提供資料
令和4年6月1日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：佐竹 (市民税) 主幹：鈴木、担当：大野
連絡先	81-4111 (内線) 2344

令和4年度市・県民税の納税通知書の発送について

- 市・県民税は、毎年1月1日現在で、大垣市内に住所がある人や、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人に対して課される市税です。
- また、本市の一般会計歳入予算（令和4年度当初予算：594億円）の46.2%を占める市税（令和4年度当初予算：274億6,000万円）のうち、個人市民税は32.2%、に当たり、市の大変重要な財源となっています。
- このたび、地方税法第24条、第41条及び第294条並びに大垣市税条例第16条の規定に基づき、令和4年度市・県民税（普通徴収分）を賦課し、令和4年6月7日に納税通知書を発送いたします。
- また、地方税法第41条、第321条の7の2、第321条の7の4、第321条の7の5及び第321条の7の8並びに大垣市税条例第32条の6、第32条の7及び第32条の9の規定に基づき、令和4年度市・県民税（公的年金からの特別徴収分）を賦課し、同日に納税通知書を発送します。
- 普通徴収の納期限は、第1期が令和4年6月30日、第2期が8月31日、第3期が10月31日、第4期が令和5年1月31日です。また、公的年金からの特別徴収は、年6回の特別徴収対象年金の支給の際に徴収されます。
- なお、給与からの特別徴収の方については、6月から給与の支払いの際に徴収されますが、5月16日に特別徴収義務者（給与支払者）に特別徴収の決定通知書を発送しています。

1. 令和4年度 市・県民税

- (1) 当初納税義務者数
82,564人（前年度比0.77%増）

(2) 当初課税額

15,546,313,500 円 (前年度比 1.51%増)

① 市民税

令和4年度(当初)	令和3年度(当初)	前年度比増減
9,320,998,180 円	9,182,028,520 円	138,969,660 円 (1.51%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(16,900人) 2,004,748,480 円	・普通徴収(17,044人) 2,100,386,120 円	・普通徴収(△144人) △95,637,640 円 (△4.55%)
・年金特徴(12,340人) 358,613,700 円	・年金特徴(12,175人) 356,418,700 円	・年金特徴(165人) 2,195,000 円 (0.62%)
・特別徴収(61,767人) 6,957,636,000 円	・特別徴収(61,301人) 6,725,223,700 円	・特別徴収(466人) 232,412,300 円 (3.46%)

② 県民税

令和4年度(当初)	令和3年度(当初)	前年度比増減
6,225,315,320 円	6,132,612,280 円	92,703,340 円 (1.51%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(16,900人) 1,338,565,120 円	・普通徴収(17,044人) 1,402,644,980 円	・普通徴収(△144人) △64,079,860 円 (△4.57%)
・年金特徴(12,340人) 239,529,200 円	・年金特徴(12,175人) 238,058,900 円	・年金特徴(165人) 1,470,300 円 (0.62%)
・特別徴収(61,767人) 4,647,221,000 円	・特別徴収(61,301人) 4,491,908,400 円	・特別徴収(466人) 155,312,600 円 (3.46%)

③ 合計

令和4年度（当初）	令和3年度（当初）	前年度比増減
15,546,313,500円	15,314,640,800円	231,672,700円 (1.51%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収（16,900人） 3,343,313,600円	・普通徴収（17,044人） 3,503,031,100円	・普通徴収（△144人） △159,717,500円 (△4.56%)
・年金特徴（12,340人） 598,142,900円	・年金特徴（12,175人） 594,477,600円	・年金特徴（165人） 3,665,300円 (0.53%)
・特別徴収（61,767人） 11,604,857,000円	・特別徴収（61,301人） 11,217,132,100円	・特別徴収（466人） 387,724,900円 (3.46%)

(3) 納期（普通徴収）及び徴収月（年金特徴・給与特徴）

① 普通徴収（納期）

第1期	令和4年6月1日～令和4年6月30日
第2期	令和4年8月1日～令和4年8月31日
第3期	令和4年10月1日～令和4年10月31日
第4期	令和5年1月1日～令和5年1月31日

② 年金特徴（徴収月）

令和3年度に続いて年金特徴を継続の方

特別徴収（年金支給月）					
仮徴収			本徴収		
令和4年					5年
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和4年度に年金特徴を開始する方

普通徴収		特別徴収（年金支給月）			
令和4年					
第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	5年 2月	

③ 給与特徴（徴収月）

令和4年6月から5年5月まで、毎月の給与支払の際に徴収します。

2. 参考（市・県民税の概要）

（1）納税義務者

- ① 市内に住所を有する個人（所得割・均等割）
- ② 市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

（2）賦課期日

毎年1月1日

（3）税 率

- ① 所得割
 - 総合課税分：市民税6% 県民税4%
 - 分離課税分：市民税3% 県民税2%
- ② 均等割
 - 市民税 3,500円
 - 県民税 2,500円

（注）平成24年～令和8年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税（1,000円）」を加算し、平成26年～令和5年度については、「地方財確法」の制定により、市民税・県民税均等割に各500円を加算する。

（4）市・県民税が非課税の人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ② 障がい者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 均等割がかからない人
前年の合計所得金額が「32万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋28.9万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は42万円以下の人。
- ④ 所得割がかからない人
前年の総所得金額等が「35万円×（本人＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋42万円」以下の人。ただし、同一生計配偶者及び扶養親族のない場合は45万円以下の人。